

令和4年8月1日決定

令和4年8月1日適用

新型コロナウイルス感染症に係る南九州市職員の勤務の取扱い

新型コロナウイルスのオミクロン株は感染・伝播力が高く、潜伏期間と発症間隔が短い
ため、県内及び全国的に拡大し、特に家庭内での感染が拡大している状況にあります。家庭
は集団の規模としては事業所等と比較して小さいものの、世帯内感染が広がり、濃厚接触
者が増加すれば、社会経済活動への影響は大きくなることから配慮を行う必要があるとこ
ろです。

このような状況の中、国においてはこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所
機能そして社会経済活動への影響が非常に大きくなること、高齢者等への感染が急速に拡
がると重症者数が増加し、医療提供体制のひっ迫につながるおそれがあるなどの理由によ
り、発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限等についてこれまでの取り扱いを一部
変更することとされました。

これを受けまして、職員本人または同居家族等が感染又は濃厚接触者等となった場合
における自宅待機等の取扱いについてのフローチャートの一部見直しを行い、運用すること
としますので周知します。

記

●対応ケース

- ① 職員本人に感染症状が発生した場合
- ② 同居家族等が濃厚接触者となった場合又は感染症状が発生した場合
- ③ 職場等で感染者が発生した場合

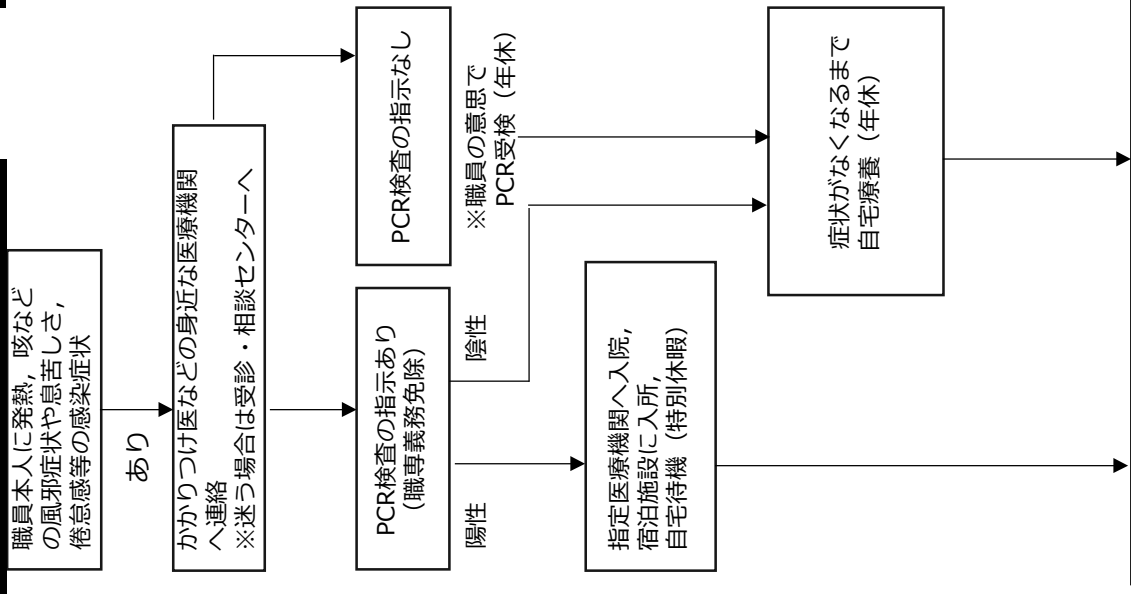
上記のいずれにもあたらない状況が生じた場合は、別紙フローチャート①～③に基づ
き判断する。また、フローチャートは適時見直しを行うこととする。

●今回の見直し内容

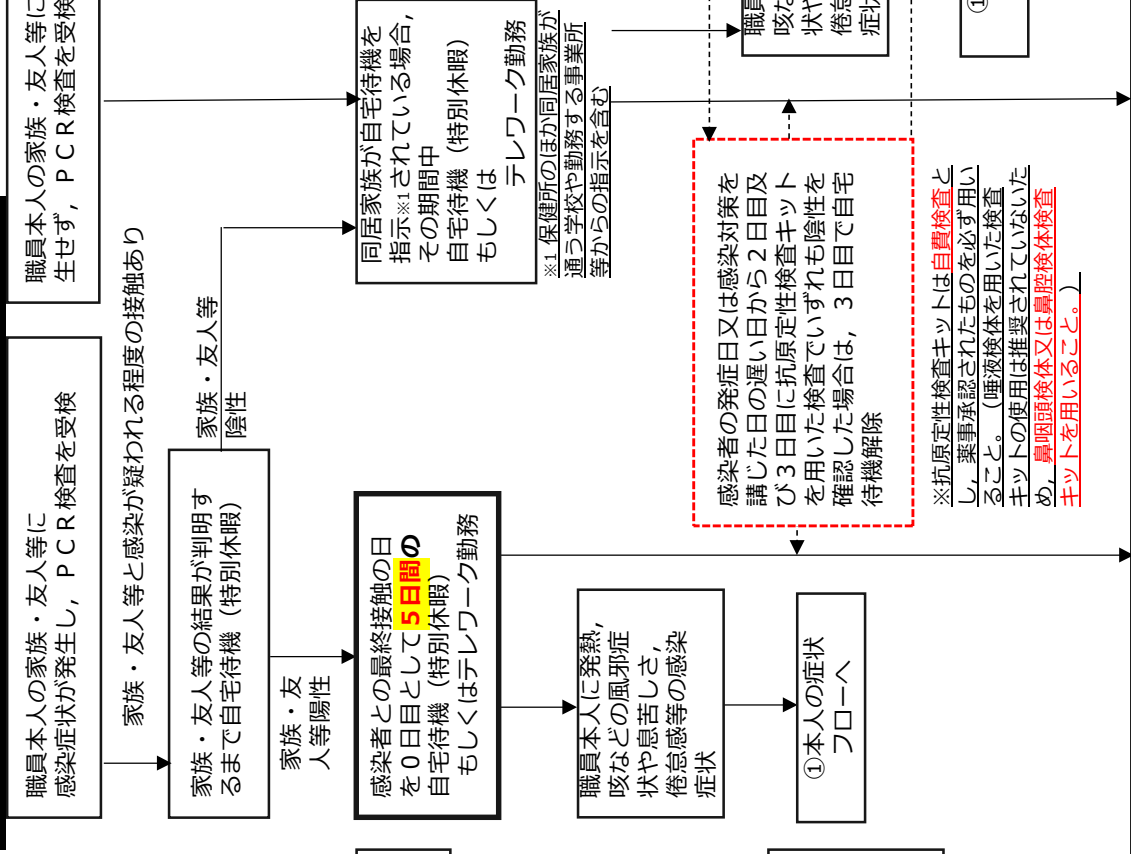
自宅待機期間を7日から5日とし、同期間において、感染者の発症日等から2日目及
び3日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目で自宅待機を
解除

職場等での濃厚接触者は、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず
に飲食をしたもの等を所属所長の判断で濃厚接触者と特定

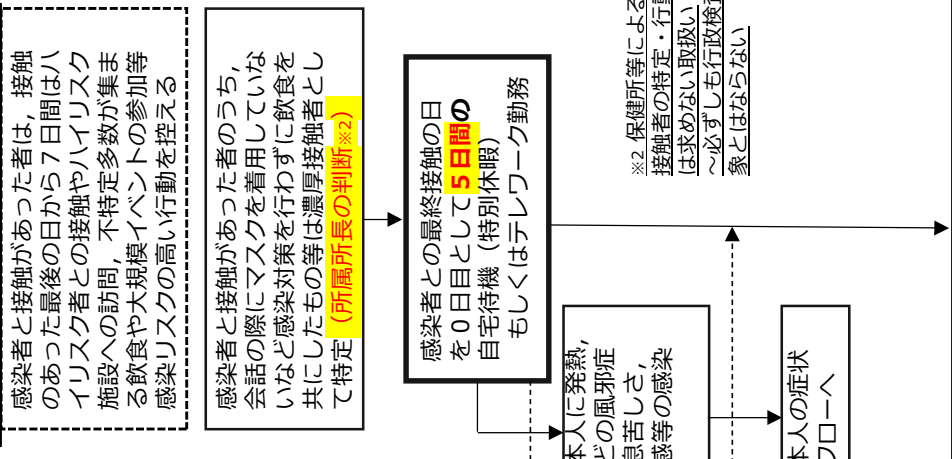
①本人に感染症状が発生した場合



②同居家族等が濃厚接触者となった場合又は感染症状が発生した場合 (家庭内感染対策)



③職場等で感染者が発生した場合



復帰

※自宅待機中に、職員本人又は同居家族等の体調に感染による変化が生じた場合には、それぞれフローの始めに戻りそれぞれ対応します。